

令和 8 年度採用（令和 8 月 4 月 1 日採用） 練馬区会計年度任用職員「心理教育相談員」採用選考募集案内

1 採用予定数

5 名程度

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（1 年間）

※ 選考のうえ、同一の職務内容と認められる職に再度の任用を行うことがあります。

3 応募資格

つぎの各号のいずれかの要件を備えている者

- ① 大学院で心理学を専攻し、修了した者（修了見込みも可）
- ② 臨床心理士、公認心理師、臨床発達心理士の資格を有する者
- ③ ②の有資格者と同程度の知識と経験を有する者

4 職務内容

- 1 児童および生徒ならびにその保護者の心理分野の教育相談に関すること。
- 2 心理分野の教育相談に関する教職員等への支援に関すること。
- 3 関係機関等との連携および調整に関すること 等

5 勤務場所

以下の 4 か所のいずれかとなります。

※ 再度の任用を行う際には勤務場所が変わることがあります。

勤務場所	実施事業
学校教育支援センター（光が丘 6－4－1）	トライ・フリーマインド [®] ・教育相談室
学校教育支援センター練馬（豊玉北 5－15－19）	教育相談室
学校教育支援センター関（関町北 1－21－15）	教育相談室
学校教育支援センター大泉（東大泉 3－18－9）	教育相談室

6 勤務条件

- (1) 報 酬 額 月額 254,632 円（地域手当相当額を含む）
※ 報酬の支給日は、当月 15 日です。
※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
※ 通勤に伴う交通費相当額を支給します。（1 か月の上限額 55,000 円）
※ この他に期末勤勉手当（6 月および 12 月）の支給があります。
- (2) 勤務日数 月 16 日勤務（月曜日～土曜日）
- (3) 勤務時間 1 日 7 時間 45 分
月～木曜および土曜日 8:30～17:15（途中 60 分間の休憩があります。）
金曜日 8:30～18:15 のうち 7 時間 45 分
（途中 60 分間の休憩があります。）
- (4) 勤務を要しない日 原則として、日曜、国民の祝日、年末年始およびその他指定日
- (5) 時間外労働 原則としてありません。
ただし、緊急支援等の場合は時間外勤務が発生することがあります。
- (6) 加入保険 健康保険（有・無）、厚生年金保険（有・無）、雇用保険（有・無）
- (7) 年次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。
- (8) その他 学校教育支援センター（練馬・関・大泉含む）は敷地内禁煙です。

7 申込手続

(1) 必要書類

- ① 採用選考申込書（要顔写真）
- ② 課題作文

「採用選考申込フォーム」または「指定の様式」を使用してください。

課題（1200 字以内）

練馬区立学校教育支援センターの教育相談室は3歳～18歳まで、トライ・フリーマインドは小学生・中学生年代の子供たちを対象にしています。あなたは公的機関である学校教育支援センターの心理職として、どのような意識を持ち、どのようにその役割を発揮していきますか。具体的に書いてください。

※ ご提出いただく書類に記載されている個人情報、採用選考関係のみに使用し、選考終了後、破棄します。提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 受付期間

令和8年1月21日（水）から令和8年2月2日（月）まで【必着】

(3) 申込方法および申込先

▶ LoGo フォーム

以下の採用選考申込フォームからお申し込みください。

[URL] <https://logoform.jp/f/bv1u1>

[二次元コード]



▶ 郵送（特定記録郵便または簡易書留）

封筒の表に**朱書きで「心理教育相談員採用選考書類在中」と明記**してお送りください。

※ 普通郵便で送付した場合の事故については、責任は負いません。

[宛先] 〒179-0072 練馬区光が丘6-4-1 練馬区立学校教育支援センター

▶ 持参 受付時間は、月曜日～金曜日の午前9時から午後5時までです。

8 選考方法・日程等

(1) 第一次選考（書類選考）

採用選考申込書の記載内容および課題作文により、選考します。

第一次選考結果については、令和8年2月12日（木）頃に申込者全員に通知予定です。

(2) 第二次選考（面接）

第一次選考の合格者を対象に、令和8年2月15日（日）午前9時から午後5時または2月16日（月）午後2時から午後5時のいずれかで面接（20分程度）を学校教育支援センター内で実施する予定です。時間は第一次選考の合格通知とあわせてお知らせします。また、通知と合わせ、こども性暴力防止法（令和8年12月25日施行予定）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するため、誓約書を送付します。面接当日に、ご提出をお願いします。なお、面接時に誓約書の内容を確認することがあります。

最終選考結果については、2月下旬に郵送にてお知らせします。

9 欠格条項

受験日当日に地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

○地方公務員法

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

10 その他特記事項

- ・ 当センターは、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づく認定申請を行う予定です。
当センターが認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当センターの採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ・ 上記によらない場合にも、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。

11 問合せ先 〒179-0072 東京都練馬区光が丘6-4-1

練馬区立学校教育支援センター 教育相談係 （電話）03-6385-9911